

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月1日
【会社名】	ギフトグループ株式会社(注)1
【英訳名】	giftee Group, Inc. (注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役 太田 睦(注)1
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田2-10-2(注)1
【電話番号】	(03)6303-9318
【事務連絡者氏名】	株式会社ギフト 取締役 藤田 良和
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田2-10-2
【電話番号】	(03)6303-9318
【事務連絡者氏名】	株式会社ギフト 取締役 藤田 良和
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	8,407百万円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在におきましては、ギフトグループ株式会社(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2026年7月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注)2. 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社ギフト(以下「ギフト」といいます。)の2025年12月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月30日に開催されたギフティの第16回定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、ギフティが2026年3月27日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びにギフティが2026年3月31日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2026年3月11日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、ギフティの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

#### 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

##### 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

##### 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

##### 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

#### 第2 統合財務情報

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

##### 5 従業員の状況

#### 第2 事業の状況

##### 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

##### 2 サステナビリティに関する考え方及び取組

##### 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第3 設備の状況

##### 1 設備投資等の概要

##### 2 主要な設備の状況

##### 3 設備の新設、除却等の計画

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

##### (2) 新株予約権等の状況

##### 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (4) 役員の報酬等

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

（添付書類の追加）

ギフティの定時株主総会議事録の写し

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	29,777,502株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 普通株式は、2026年2月13日に開催されたギフトの取締役会決議(株式移転計画の作成承認)及び2026年3月30日開催予定のギフトの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	29,777,502株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 普通株式は、2026年2月13日に開催されたギフトの取締役会決議(株式移転計画の作成承認)及び2026年3月30日に開催されたギフトの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

## 第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ．提出会社の概要

（省略）

ロ．提出会社の企業集団の概要

（前略）

ギフトィは、2026年3月30日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2026年7月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

（訂正後）

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ．提出会社の概要

（省略）

ロ．提出会社の企業集団の概要

（前略）

ギフトィは、2026年3月30日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2026年7月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

### 3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

#### (1) 組織再編成に係る契約等の内容の概要

ギフトィは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年7月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ギフトィを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2026年2月13日開催のギフトィの取締役会において承認いたしました。当社は、本株式移転計画に基づき、ギフトィの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年3月30日に開催予定のギフトィの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

#### (2) 株式移転計画の内容

（前略）

株式移転計画書(写)

（省略）

ギフトィグループ株式会社 定款

（前略）

（中間配当金）

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる

（後略）

株式移転計画書の別紙1

（省略）

別紙2

（省略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に係る契約等の内容の概要

ギフトは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年7月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ギフトを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2026年2月13日開催のギフトの取締役会において承認いたしました。当社は、本株式移転計画に基づき、ギフトの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2026年3月30日に開催されたギフトの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

（前略）

株式移転計画書(写)

（省略）

ギフトグループ株式会社 定款

（前略）

（中間配当金）

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる

（後略）

株式移転計画書の別紙1

（省略）

別紙2

（省略）

## 7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

ギフティの株主が、その所有するギフティの普通株式につき、ギフティに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月30日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をギフティに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ギフティが、上記定時株主総会の決議の日(2026年3月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ギフティの株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月30日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ギフティの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ギフティに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ギフティに2026年3月27日午後6時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

（省略）

### (2) 組織再編成によって発行される新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

（訂正後）

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

ギフティの株主が、その所有するギフティの普通株式につき、ギフティに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月30日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をギフティに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ギフティが、上記定時株主総会の決議の日(2026年3月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ギフティの株主による議決権の行使の方法としては、2026年3月30日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ギフティの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ギフティに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ギフティに2026年3月27日午後6時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（後略）

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

（省略）

### (2) 組織再編成によって発行される新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

## 8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ギフトは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、ギフトの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ギフトの本店において2026年3月13日よりそれぞれ備え置く予定です。

（後略）

### (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2025年12月31日	定時株主総会基準日
2026年2月13日	株式移転計画承認取締役会
2026年3月30日(予定)	株式移転計画承認定時株主総会
2026年6月29日(予定)	ギフト株式上場廃止日
2026年7月1日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
2026年7月1日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

### (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 普通株式について

ギフトの株主が、その所有するギフトの普通株式につき、ギフトに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月30日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をギフトに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ギフトが、上記定時株主総会の決議の日(2026年3月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

（省略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ギフトは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、ギフトの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ギフトの本店において2026年3月13日よりそれぞれ備え置いております。

（後略）

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

2025年12月31日	定時株主総会基準日
2026年2月13日	株式移転計画承認取締役会
2026年3月30日	株式移転計画承認定時株主総会
2026年6月29日(予定)	ギフト株式上場廃止日
2026年7月1日(予定)	当社設立登記日(効力発生日)
2026年7月1日(予定)	当社株式上場日

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

普通株式について

ギフトの株主が、その所有するギフトの普通株式につき、ギフトに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年3月30日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をギフトに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ギフトが、上記定時株主総会の決議の日(2026年3月30日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

（省略）

## 第2 【統合財務情報】

（訂正前）

1 当社

（省略）

2 組織再編成後の当社

（省略）

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるギフトの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。ただし、ギフトの経営指標等のうち2025年度について有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。

（後略）

（訂正後）

1 当社

（省略）

2 組織再編成後の当社

（省略）

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるギフトの最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

（後略）

## 第三部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 2 【沿革】

（訂正前）

2026年2月13日 ギフティの取締役会において、ギフトィの単独株式移転による持株会社「ギフトィグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議

2026年3月30日(予定) ギフティの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ギフトィがその完全子会社となることについて決議

2026年7月1日(予定) ギフティが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるギフトィの沿革につきましては、ギフトィの有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

2026年2月13日 ギフティの取締役会において、ギフトィの単独株式移転による持株会社「ギフトィグループ株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議

2026年3月30日 ギフティの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ギフトィがその完全子会社となることについて決議

2026年7月1日(予定) ギフティが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるギフトィの沿革につきましては、ギフトィの有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

## 5 【従業員の状況】

(訂正前)

(1) 当社

(省略)

(2) 連結会社

(省略)

(3) 労働組合の状況

(省略)

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社

(省略)

ギフト

2025年12月31日現在

最近連結会計年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
40.0	87.5	86.8	87.3	135.1

(後略)

ギフト以外の連結子会社

(省略)

(訂正後)

(1) 当社

(省略)

(2) 連結会社

(省略)

(3) 労働組合の状況

(省略)

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社

(省略)

ギフティ

2025年12月31日現在

最近連結会計年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
40.0	87.5	86.8	78.6	135.1

(後略)

ギフティ以外の連結子会社

(省略)

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

### 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)及び半期報告書(2025年8月14日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフティの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

#### 2 【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの設備の新設、除却等の計画につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社

（省略）

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるギフトの設備の新設、除却等の計画につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

ギフティが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、当日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

#### 【ストックオプション制度の内容】

##### ギフティグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年3月23日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフティ従業員 1名
新株予約権の数	19個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフティ第8回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフティ第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフティグループ株式会社第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフティ第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフティにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年7月18日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 2名
新株予約権の数	132個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第9回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年1月3日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 15名
新株予約権の数	51個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	51,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり275円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年1月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 275円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第10回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年5月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 10名
新株予約権の数	28個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,500円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,500円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第12回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2020年11月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 36名
新株予約権の数	124個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	124,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,215円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2030年11月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,215円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第13回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年3月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト子会社従業員 5名
新株予約権の数	263個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	26,300株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,898円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,898円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第14回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第14回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年11月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 39名
新株予約権の数	68個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	68,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,528円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年11月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,528円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第15回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第15回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第15回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2022年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 42名
新株予約権の数	63個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	63,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,291円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2032年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,291円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第16回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第16回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第8回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第16回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2023年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 67名
新株予約権の数	90個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,792円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2033年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,792円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第17回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第17回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第9回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第17回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年4月16日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 4名
新株予約権の数	4,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,253円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2034年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,253円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の3.(6)をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の6.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第18回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第18回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第10回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第18回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の3.(2)をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の3.(4)をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月14日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 62名
新株予約権の数	489個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	48,900株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,395円(注) 5
新株予約権の行使期間	2026年11月15日から2034年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,395円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第19回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第19回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第11回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第19回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月19日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 87名
新株予約権の数	644個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	64,400株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,188円(注) 5
新株予約権の行使期間	2027年11月20日から2035年11月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社ギフト第20回新株予約権の決議年月日です。
- 2 本届出書提出日(2026年3月11日)現在の株式会社ギフト第20回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第12回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第20回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。
- 7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

（訂正後）

ギフトが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、当日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

【ストックオプション制度の内容】

ギフトグループ株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年3月23日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 1名
新株予約権の数	19個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第8回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第1回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2018年7月18日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト取締役 2名
新株予約権の数	132個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり210円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2028年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 210円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第9回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第2回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年1月3日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 15名
新株予約権の数	51個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	51,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり275円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年1月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 275円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第10回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第3回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2019年5月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 10名
新株予約権の数	28個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,500円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2029年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,500円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第12回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第4回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2020年11月13日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 36名
新株予約権の数	124個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	124,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,215円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2030年11月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,215円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第13回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第5回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年3月12日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト子会社従業員 5名
新株予約権の数	263個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	26,300株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,898円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年3月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,898円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第14回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第14回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第6回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2021年11月12日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 37名
新株予約権の数	66個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	66,000株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,528円(注) 5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2031年11月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,528円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第15回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第15回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第7回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第15回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2022年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 42名
新株予約権の数	63個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	63,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,291円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2032年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,291円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフト第16回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第16回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ株式会社第8回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第16回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第9回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2023年11月14日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 67名
新株予約権の数	90個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,792円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2033年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,792円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2-2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2-2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第17回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第17回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第9回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第17回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2-2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2-2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトィグループ株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年4月16日(注)1
付与対象者の区分及び人数	ギフトィ取締役 4名
新株予約権の数	4,000個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株(注)4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,253円(注)5
新株予約権の行使期間	2026年7月1日から2034年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,253円(注)6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2- -2の3.(6)をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2- -2の6.をご参照ください。

(注)1 株式会社ギフトィ第18回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフトィ第18回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトィグループ第10回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフトィ第18回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注)2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2- -2の3.(2)をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2- -2の3.(4)をご参照ください。

7 ギフトィにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月14日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 61名
新株予約権の数	486個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	48,600株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,395円(注) 5
新株予約権の行使期間	2026年11月15日から2034年11月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,395円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

(注) 1 株式会社ギフト第19回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第19回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第11回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第19回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。

3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。

5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。

6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。

7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

## ギフトグループ株式会社第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2026年7月1日)
決議年月日	2024年11月19日(注) 1
付与対象者の区分及び人数	ギフト従業員 87名
新株予約権の数	644個(注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 3
新株予約権の目的となる株式の数	64,400株(注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,188円(注) 5
新株予約権の行使期間	2027年11月20日から2035年11月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円(注) 6、7 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙2 - - 2の12.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙2 - - 2の10.をご参照ください。

- (注) 1 株式会社ギフト第20回新株予約権の決議年月日です。
- 2 本届出書提出日(2026年4月1日)現在の株式会社ギフト第20回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社のギフトグループ第12回新株予約権1個を交付します。ただし、株式会社ギフト第20回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。また、新株予約権1個につき目的となる株式数は100株になります。
- 3 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 本株式移転計画別紙2 - - 2の4.をご参照ください。
- 6 本株式移転計画別紙2 - - 2の7.をご参照ください。
- 7 ギフトにおいて発行した当時の新株予約権の発行価格を用いて算出しております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (4) 【役員の報酬等】

（訂正前）

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

取締役の報酬等及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の内容は、2026年3月30日開催予定のギフトィの定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定であります。

イ．取締役の報酬等の総額は年額150百万円以内

ロ．監査役の報酬等の総額は年額15百万円以内

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

（省略）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（省略）

役員ごとの連結報酬等の総額等

（省略）

（訂正後）

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

取締役の報酬等及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の内容は、2026年3月30日に開催されたギフトィの定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定であります。

イ．取締役の報酬等の総額は年額150百万円以内

ロ．監査役の報酬等の総額は年額15百万円以内

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

（省略）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（省略）

役員ごとの連結報酬等の総額等

（省略）

## 第5 【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフトの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年3月27日提出)及び半期報告書(2025年8月14日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるギフトの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2026年3月27日提出)をご参照ください。

## 第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（訂正前）

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第15期(自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)

2025年 3月27日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度第16期中(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)

2025年 8月14日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年 3月11日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年 3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2026年 2月16日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

（省略）

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

（省略）

（訂正後）

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

2026年 3月27日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年 4月 1日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書

2026年 3月31日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

(省略)

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

(省略)